

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

福島県選挙管理委員会告示第五十二号
平成二十八年七月十日執行の参議院福島県選出議員選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により、次のとおり選任した。

平成二十八年六月二十二日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊地俊彦

目次

福島県選挙管理委員会

- 参議院福島県選出議員選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を選任した件
- 参議院福島県選出議員選挙における選挙長の事務を取り扱う場所及び立候補の届出を受理する場所を定めた件
- 参議院福島県選出議員選挙における諸届出を受理する場所を定めた件
- 参議院福島県選出議員選挙における選挙会の場所及び日時を定めた件
- 参議院福島県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における線上投票を行う投票区及び投票期日を定めた件
- 参議院福島県選出議員選挙における各候補者の政見放送及び経歴放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めた件
- 参議院福島県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めた件
- 参議院比例代表選出議員選挙における福島県選挙分会長及び福島県選挙分会長の職務を代理すべき者を選任した件
- 参議院比例代表選出議員選挙における福島県選挙分会長の事務を取り扱う場所を定めた件
- 参議院比例代表選出議員選挙における福島県選挙分会の場所及び日時を定めた件
- 参議院比例代表選出議員選挙における投票記載所の名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めた件

福島県選挙管理委員会告示第五十四号

平成二十八年七月十日執行の参議院福島県選出議員選挙における選挙長の事務を取り扱う場所及び立候補の届出を受理する場所を次のとおり定めた。

平成二十八年六月二十二日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊地俊彦

福島県選挙管理委員会告示第五十五号

平成二十八年七月十日執行の参議院福島県選出議員選挙における次の一に掲げる諸届出を受理する場所を次の二のとおり定めた。

平成二十八年六月二十二日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊地俊彦

一 届出の種類

- 1 選挙事務所の設置及び異動の届出
- 2 出納責任者の選任及び異動の届出
- 3 報酬の支給を受けることができる者の届出

二 届出を受理する場所

福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務室

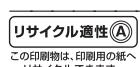
福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第五十五号

二
一
場 所
日 時

平成二十八年六月二十二日午後七時
福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務室

福島県選挙管理委員会
委員長 菊地俊彦



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,500円】

発行者 福島県
印刷所 株式会社第一印刷